

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年11月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第72号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例（平成18年鳥取県条例第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>（報告）</p> <p>第2条 法第38条の2第3項に規定する<u>精神科病院</u>の管理者は、同項に規定する当該<u>精神科病院</u>に入院中の任意入院者の症状その他厚生労働省令で定める事項について、当該<u>精神科病院</u>の所在地を所管する保健所長を経由して知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあつては、当該委任を受けた鳥取県部等設置条例（平成6年鳥取県条例第5号）第1条の規定により設置される福祉保健部の長。以下同じ。）に報告しなければならない。</p> <p>（報告時期）</p> <p>第3条 前条の規定による報告は、<u>精神科病院</u>の管理者が法第38条の2第3項に規定する<u>精神科病院</u>の管理者に該当することとなった日の属する月の翌月を初月とする同月以後の12月ごとの各月に行わなければならない。</p> | <p>（報告）</p> <p>第2条 法第38条の2第3項に規定する<u>精神病院</u>の管理者は、同項に規定する当該<u>精神病院</u>に入院中の任意入院者の症状その他厚生労働省令で定める事項について、当該<u>精神病院</u>の所在地を所管する保健所長を経由して知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあつては、当該委任を受けた鳥取県部等設置条例（平成6年鳥取県条例第5号）第1条の規定により設置される福祉保健部の長。以下同じ。）に報告しなければならない。</p> <p>（報告時期）</p> <p>第3条 前条の規定による報告は、<u>精神病院</u>の管理者が法第38条の2第3項に規定する<u>精神病院</u>の管理者に該当することとなった日の属する月の翌月を初月とする同月以後の12月ごとの各月に行わなければならない。</p> |

附 則

この条例は、平成18年12月23日から施行する。